

新規採用職員および振興会未加入職員の皆様へ  
一般財団法人 神奈川県厚生福利振興会  
新規会員募集のご案内



**【加入申込書提出先】**

< 郵送の場合 > 〒231-8320

横浜市中区山下町1 シルクセンター4階  
(一財) 神奈川県厚生福利振興会 宛

< 逡送の場合 > 職員厚生課(振興会) 宛

**【問い合わせ先】**

045-680-0251・0254

## 神奈川県厚生福利振興会とは？

一般財団法人神奈川県厚生福利振興会は、神奈川県等※で働く皆様の福利厚生を増進を目的とし平成元年に神奈川県が設立した団体です。会員の皆様のニーズに合わせ、充実した福利厚生サービスを実施しています。【会員数：約18,000名（令和4年3月現在）】

職員、再任用職員・再雇用職員（短時間勤務者を含む）、臨時的任用職員・契約職員、会計年度任用職員・非常勤職員（週29時間以上勤務の方）の方々がご加入いただけます。

※神奈川県、神奈川県立病院機構、神奈川県立産業技術総合研究所、神奈川県立保健福祉大学

### 会費について

会費額は…

給料月額9/1,000

**（現職会費 2/1,000、継続会費 7/1,000）**

- ※給料月額＝給料月額、教職調整額
- ※会費は毎月の給料から控除いたします。（会計年度任用職員は口座振替またはクレジットカード決済）
- ※臨時的任用職員・契約職員、再任用職員・再雇用職員は現職会費のみ。
- ※会計年度任用職員、非常勤職員は月額400円。

- ・現職会費は、慶弔金等保険金の給付やカフェテリアポイントの付与、施設の法人会員利用等の現職事業のための会費です。
- ・継続会費は、退職後に「退職会員総合保険※」の加入に充当する会費と、定年退職後に年金として受け取る「積立年金総合保険」の会費です。**（継続会費(7/1,000相当)は退職時に全額返還します。）**
- ※「退職会員総合保険」は退職後の医療費の負担軽減を目的とする保険です。また、この保険に加入されない場合は会費を全額返還します。

たとえば…給料月額を18万5千円とした場合  
毎月の会費額は…

現職会費 370円 継続会費 1,295円  
合計1,665円になります。

現職会費を1年間納めた場合…  
毎月 370円×12月分  
合計4,440円になります。

- ① カフェテリアポイント 5,000円  
(1円×5,000ポイント)  
+
- ② 振興会オリジナル補助サービス 最大5,800円  
+
- ③ パッケージサービス  
(会員優待価格で利用可能)

**①+② 最大 10,800円分利用可能に！**

たとえば、映画鑑賞（1,900円）が①、②、③を利用すると、0円で鑑賞できます！

### 結婚や出産等のときに… 各種保険金の給付

結婚や出産、お子様の小中学校ご入学、ご家族とのお別れなど、さまざまなライフイベント時に保険金を給付します。

#### <主な保険金>

- ・ **結婚祝金**  
会員が結婚したときに、**10,000円**を給付します。
- ・ **出産祝金**  
会員又は会員の配偶者が出産したときに、**10,000円**を給付します。
- ・ **入学祝金**  
会員の子又は会員の被扶養者が小学校、中学校(特定支援学校を含む)へ入学したときに、**5,000円**を給付します。
- ・ **死亡保険金**  
会員、配偶者、実(養)父母、実(養)子、同居の義父母等が死亡したときに、**10,000円～150,000円**を給付します。
- ・ **退会保険金**  
会員が退会したときに、**加入期間1年につき2,000円（最高100,000円）**を給付します。
- ・ **永年会員リフレッシュ祝金（※I型職員のみ）**  
加入期間1年以上の会員が、勤続期間20年以上、かつ、年齢が55歳以上となったときに、**20,000円**を給付します。





## 住宅の購入時、リフォーム時に 振興会住宅ローン

振興会住宅ローンは、会員ご自身が居住する住宅を自己名義で新築、購入、建替、修理、増改築、住宅の敷地の購入や他の金融機関等住宅ローンの借換に利用できます。

借入に際し、手数料がかからず、抵当権の設定や連帯保証人が不要、返済金は給料等からの控除などメリット豊富で大変おすすめです。

- ・貸付利率 1.80%  
(特例貸付利率 1.24%)
- ・貸付上限額 2,000万円

※会員期間3年以上の方が対象  
(再任用職員・再雇用職員、臨時的任用職員・契約職員、  
会計年度任用職員・非常勤職員等は除く)



## プロ野球・Jリーグ・Bリーグのシーズン シートでの試合観戦を抽選でご招待

横浜DeNAベイスターズ(横浜スタジアム)  
“マリンシート 4席 & ベイツインシート 2席”

横浜F・マリノス(日産スタジアム)  
“バックSB席 4席”

川崎フロンターレ(等々力陸上競技場)  
“SA指定 4席”

横浜ビー・コルセアーズ(横浜国際プール)  
“アッパーデッキ 4席”

横浜エクセレンス(横浜武道館)  
“スタンドサイド 2席”

## まだまだあります その他福利厚生事業

### 団体扱自動車保険・損害保険

自動車保険、損害保険等の各種保険にご加入いただけます。保険料は給料からの控除、また団体割引等の適用により大変割安です。

#### <自動車保険>

大口団体割引適用により保険料が最大約22%割安になります。

#### <各種損害保険>

- ・団体傷害保険
- ・団体総合生活保険
- ・公務員賠償責任保険
- ・団体長期障害所得補償保険



### 法人会員宿泊施設

ラフォーレ倶楽部(国内10カ所)、セラヴィリゾート泉郷(34施設)を一般料金よりお得な会員料金でご利用いただけます。

### 指定店割引制度

指定施設(引っ越し、冠婚葬祭、買い物等)でお得な割引を受けられます。

# 振興会に加入するとベネフィット・ステーションの4大特典を受けられます。

## Benefit Station ベネフィット・ステーションとは？

会員の皆さまとその家族を応援する福利厚生サービスです。

オフタイムを楽しく過ごすためのレジャー・旅行・グルメ・ショッピングや、日々の生活でいざというときに役立つ育児・健康・介護・自己啓発まで、幅広いカテゴリで便利なサービスを取り揃えています。



- ・同居の有無に関係なく二親等以内のご家族様が利用可能！
- ・利用回数制限なし

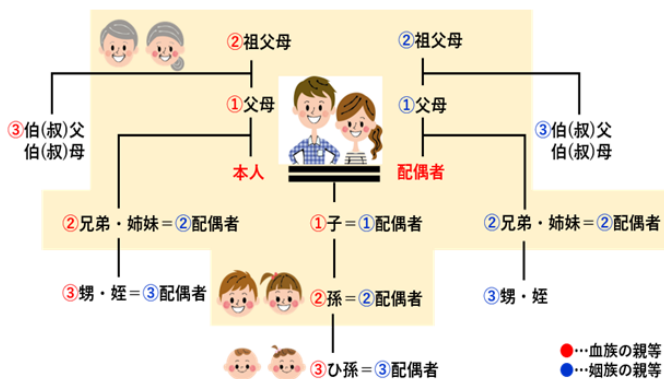
※一部メニューを除く

さらに厚生福利振興会にご加入の皆様には**4大特典**も用意！

### 概要

会員様ご本人と配偶者、それぞれの二親等以内のご家族も会員特典を受けられます。

余暇・両立支援をはじめ、無料で学べるeラーニング、レンタカーの割引など会員専用サイトには多彩なメニューが勢揃い！



※枠内のご家族（二親等以内）がご利用対象者です



### 厚生福利振興会 4大特典

特典  
1

カフェテリアポイント  
5,000ポイント付与



全国の宿泊施設約35,000施設やレジャー施設、リラクゼーション施設で利用できる電子ポイントを付与



特典  
2

映画鑑賞券 補助  
300円×3回



TOHO CINEMAS.



Ac AEON CINEMA

特典  
3

TDR補助／USJ補助  
予約観光券合計1000円×4枚

近畿日本  
ツーリスト

宿泊のご相談も  
ぜひ一緒に！



特典  
4

日帰り旅行補助  
アクティビティジャパン 300円×3回



※掲載情報は、2022年2月28日時点の情報となります。予告無く特典内容等変更になる場合がございます。  
※利用方法は各メニューで異なります。特典を含むご利用時注意事項は会員専用サイトであらかじめご確認ください。

<保険金給付一覧表>

現職会員総合保険

保険金の種類	保険金の支払事由	被保険者	保険金額	I型	II型
				職員	会計年度任用職員・非常勤職員 随時的任用職員・契約職員 再任用職員・再雇用職員
結婚祝金	現職会員が結婚したとき又は結婚のために退職し、その後3か月以内に結婚するとき	現職会員	10,000円	○	○
出産祝金	現職会員及び配偶者が出産したとき	現職会員及び配偶者	10,000円	○	○
入学祝金	子が小学校、中学校に入学したとき	子	5,000円	○	○
永年会員リフレッシュ祝金	契約期間が1年以上の現職会員が、勤続期間20年以上、かつ、年齢が55歳以上となったとき	現職会員	20,000円	○	×
死亡保険金	現職会員が死亡したとき	現職会員	150,000円	○	○
配偶者死亡保険金	配偶者が死亡したとき	配偶者	70,000円	○	○
子ども死亡保険金	子が死亡したとき	子	10,000円	○	○
親死亡保険金	親が死亡したとき	親	10,000円	○	○
その他被扶養者死亡保険金	配偶者、親、子以外の被扶養者が死亡したとき	配偶者、親、子 以外の被扶養者	10,000円	○	○
死産保険金	現職会員及び配偶者が死産したとき	現職会員及び配偶者	10,000円	○	○
遺児育英保険金	現職会員の死亡の当時に被扶養遺児が生存していた場合	現職会員	小学校就学前1,300,000円 小学校就学中1,200,000円 中学校就学中1,100,000円 上記以外1,000,000円	○	×
看護保険金	現職会員又は被扶養者が負傷又は疾病のため入院し、付添看護人を10日を超えて雇用したとき	現職会員及び配偶者	1日につき2,000円、1年度20日、40,000円を限度（共済組合法により看護料の支給を受けたときは、付添看護人の雇用に要した費用から当該支給額を控除した額）	○	○
介護保険金	現職会員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第16条の2第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第13条の2第1項に規定する介護休暇を取得したとき	現職会員	1日につき2,000円、半日につき1,000円、1年度20日、40,000円を限度（休暇等を時間単位で取得した場合は、1月単位で合計し8時間をもって1日とし、4時間をもって半日とする。ただし、端数時間については切り捨てる）	○	○
退会保険金	契約期間1年を経過した現職会員が退会したとき	現職会員	1年につき2,000円、最高100,000円を限度	○	○
退会返還保険金	現職会員が退会したとき	現職会員	退職後に退職会員総合保険に加入する目的で、加入から退会まで当会に保険料（会費）を振込した額	○	×

積立年金総合保険 (I型 職員のみ対象)

保険金の種類	保険金の支払事由	被保険者	保険金額
積立年金保険金	積立年金会員が定年退職又は1号勤奨退職したとき	積立年金会員	退職時から5年間を限度に任意の年数で受給を希望する場合：基礎額と支払期間中に生ずる運用益相当額を加算した額 一時金を希望する場合：基礎額
退職時一時保険金	積立年金会員が定年退職又は1号勤奨退職以外の事由により退職したとき	積立年金会員	基礎額
死亡保険金	積立年金会員及び積立年金保険金受給者が死亡したとき	積立年金会員及び積立年金保険金受給者	積立立年金会員の場合：基礎額 積立年金保険金受給者の場合：死亡の時点で確定している未受給の積立年金保険金相当額
死亡特別保険金	積立年金会員及び積立年金保険金受給者が死亡したとき	積立年金会員及び積立年金保険金受給者	3万円
退会返還保険金	積立年金会員が退職以外の事由により退会したとき	積立年金会員	基礎額、ただし、契約期間が2年以内の場合はその期間中に払込んだ保険料の総額

※保険金額の基礎額とは、会員が現職中に払込んだ保険料の総額とその運用益相当額の合計額をいいます。